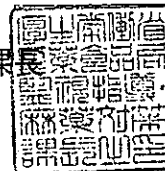




薬食監麻発0415第2号
平成23年4月15日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課



麻薬管理マニュアルの改訂について

病院・診療所等における麻薬の取扱いについては、「麻薬管理マニュアルの送付について」（平成18年12月18日付け監視指導・麻薬対策課事務連絡）及び「麻薬管理マニュアルによる取扱いの徹底について」（平成19年6月18日付け薬食監麻発第0618009号本職通知）により取り扱われているところであるが、今般、別添のとおり、「病院・診療所における麻薬管理マニュアル」及び「薬局における麻薬管理マニュアル」の改訂を行ったので、関係者への周知方ご配慮願いたい。

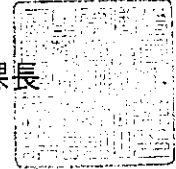
なお、「麻薬管理マニュアルの送付について」（平成18年12月18日付け監視指導・麻薬対策課事務連絡）及び「麻薬管理マニュアルによる取扱いの徹底について」（平成19年6月18日付け薬食監麻発第0618009号本職通知）は廃止する。



薬食監麻発0425第5号
平成23年4月25日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



麻薬管理マニュアルの改訂について（訂正）

平成23年4月15日付け薬食監麻発0415第2号本職通知「麻薬管理マニュアルの改訂について」の別添「病院・診療所における麻薬管理マニュアル」及び「薬局における麻薬管理マニュアル」について、別添のとおり差し換えるので、関係者への周知方ご配慮願いたい。

なお、訂正内容については、下記のとおり。

記

- 「病院・診療所における麻薬管理マニュアル」
第2の1の（3）の④中

誤	正
・・・場合は、 <u>麻薬診療施設の開設者が「麻薬事故届」</u> を提出します。	・・・場合は、 <u>麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては、麻薬施用者）が「麻薬事故届」</u> を提出します。

- 「薬局における麻薬管理マニュアル」
第4の（2）中

誤	正
・・・処方内容に基づき麻薬の <u>調剤</u> 等を開始することは、・・・	・・・処方内容に基づき麻薬の <u>調製</u> 等を開始することは、・・・

